

『建築士法講習会（業務報酬基準）』で寄せられた主な質問と質問に対する回答

『建築士法講習会（業務報酬基準）』での講義内容及びテキストに関し、皆様から寄せられた主な質問について、テーマごとに集約して回答いたします。

なお、講義内容及びテキストと関係がない質問等は取り上げておりませんので、ご了承ください。

No.	主な質問及び回答
1.	<p>業務報酬基準の位置づけに関する質問について</p> <p>業務報酬基準は、建築士事務所の開設者が建築主との契約に際し、報酬を算定するための目安として、告示で定めているものです。業務報酬基準そのものに強制力はありません。</p> <p>設計・工事監理等の業務に対する報酬は、あくまでも、個別の契約において、当事者間の合意に基づいて定められるべきものです。</p> <p>したがって、当事者間の契約に基づいて、個別の事情に応じた業務報酬の算定を行うことを妨げるものではありません（建築士事務所が独自の基準に基づき、報酬の算定を行うことは問題ありません。）。</p>
2.	<p>略算方法の対象となる業務（標準業務）に関する質問について</p> <p>業務報酬基準の対象と業務の位置づけについては、講習会テキスト83ページの図をご覧ください。</p>
3.	<p>人件費単価に関する質問について</p> <p>告示では、標準的な業務量を示しており、具体の報酬額は示していません。</p> <p>なお、略算表の標準業務人・時間数は、一級建築士の免許取得後2年相当の技術者で換算した業務量となっています。したがって、現実の業務従事者の技術者レベルに応じて、業務量は変わり得ることに留意する必要があります。</p>
4.	<p>略算表の床面積欄に記載のない面積の建築物に関する質問について</p> <p>標準業務人・時間は、床面積欄に記載のあるいくつかのポイントについて、対応させています。</p> <p>これらのポイントが対応していない床面積の建築物の場合は、これらのポイントにおける標準業務人・時間数を参考に直線補間するなど、適宜算定することが考えられます。</p>

5.	<p>基本設計及び実施設計の割合に関する質問について</p> <p>新告示(国土交通省告示15号)及び旧告示(建設省告示1206号)では、基本設計、実施設計及び技術料等経費等の割合等については定めていません。</p>
6.	<p>略算方法を用いる場合の建築物の対象工事に関する質問について</p> <p>この略算方法は、建築物を新築する場合を前提としているので、建築物の増改築又は修繕・模様替、設計変更などに係る業務量の算定に際しては、標準業務人・時間数をそのまま適用することは不適切です。実費加算方法等、別途適切な方法により算定する必要があります。これは、複数の種類の混在する建築物に係る業務量の算定にあっても、同様です。</p>
7.	<p>略算表の単位に関する質問について</p> <p>従来告示においては、1人・日は8時間としていますが、建築主には、1人・日とは残業時間も含んだものと誤解され、結果として、相応の報酬が得られないとの指摘を踏まえ、新しい告示では、業務量の単位を「人・時間」としています。</p>
8.	<p>告示別添四の追加的な業務に関する質問について</p> <p>別添四に記載されている業務は、標準業務に附随して実施される標準外の業務を例示したものです。</p> <p>標準外の業務については、告示のほか、通知において、設計に関連しては、成果図書以外の資料(別添一及び別添四に掲げるものを除く法令手続きのための資料、竣工図等)の作成、風洞実験等の実施、第三者への説明などを例示しています。追加的な業務は、標準業務に附随して行われる業務であり、標準業務がなければ、業務として発生しないものと考えられます。</p> <p>これらの追加的な業務については、個別の事例において、契約前に当事者間の協議を行い、適切な合意を得たうえで、その業務内容や報酬額について、契約等として明らかにしておくことが適切です。</p>
9.	<p>別添一2に記載されているその他の標準業務に関する質問について</p> <p>その他の標準業務とは、工事監理に関する業務と一体となって行われる業務をいいます。</p> <p>具体的には、請負代金内訳書の検討及び報告、工程表の検討及び報告、設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告、工事と工事請負契約との</p>

照合・確認・報告等、工事請負契約の目的物の引渡しの立会い、関係機関の 検査の立会い等、工事費支払の審査からなります。
